

総務常任委員会 記録

- 1 開会日時 令和元年9月12日(木)午前10時00分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館6階601会議室
- 3 事 件
 - 議案第68号 三次市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例(案)
 - 議案第69号 三次市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(案)
 - 議案第70号 三次市みらさか商店街コミュニティ広場設置及び管理条例(案)
 - 議案第71号 三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)
 - 議案第72号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例(案)
 - 議案第73号 三次市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例(案)
 - 議案第82号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
 - 議案第83号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
 - 議案第84号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
 - 議案第85号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
 - 議案第103号 過疎地域自立促進計画の変更について
- 4 出席委員 杉原利明, 鈴木深由希, 大森俊和, 岡田美津子, 澤井信秀, 山村恵美子, 藤井憲一郎, 新田真一
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のため出席した職員
 - 【地域振興部】 中原地域振興部長, 桑田地域振興課長, 田村地域づくり係長, 古野三良坂支所長, 滝口三良坂支所次長
 - 【危機管理監】 川村危機管理監, 白附危機管理課長, 高松危機管理係長
 - 【総務企画部】 中村総務企画部長, 東山総務課長, 宮脇企画調整課長, 加藤職員係長, 杉谷職員係主任, 山口企画調整係長, 森岡企画調整係主任
- 7 議 事

午前9時58分 開会

○杉原委員長 時間少々早いですけれども、ただいまより総務常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名でございます。全員出席でありますので、委員会は成立をしております。

本日の委員会に傍聴の希望があった場合、これを許可したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 それでは、傍聴を許可することといたします。

本日の審査日程について申し上げます。本日の審査日程は、タブレットの総務委員会フォルダのほう、9月定例会を開いていただきますと入っておりますので、御確認をお願いいたします。こちらの次第のとおり進めさせていただきたいと思っております。議案11件、それぞれ質疑を行った後、最後に一括して討論、採決を行います。議案審査の終了後、その他といたしまして、行政視察についてお知らせしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案の審査のほうに入らせていただきます。

最初に、地域振興部が所管する議案の審査を行います。

まず、議案第70号、三次市みらさか商店街コミュニティ広場設置及び管理条例（案）についてを議題といたします。

地域振興部の説明を求めます。

古野支所長。

○古野三良坂支所長 おはようございます。着座にて説明をさせていただきます。

議案第70号、三次市みらさか商店街コミュニティ広場設置及び管理条例（案）につきまして御説明申し上げたいと思っております。

本案は、市民や市外からの来訪者に憩いの場を提供することにより、地域コミュニティの醸成及び交流人口の拡大を図り、もって市民の福祉の向上及び商工業の活性化に資することを目的として、三次市みらさか商店街コミュニティ広場設置及び管理条例を制定しようとするものでございます。

その主な内容は、その名称及び位置のほか、指定管理者による管理を行うことや、敷地区画を継続的に専用利用する場合の利用料金について定めようとするものでございます。

なお、本広場の整備につきましては、広場及び駐車場の整備、公衆トイレの設置を予定しております。現在、工事業者が決定し、工事準備段階に入っており、工期のほうは2月末までとなっております。

以上、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。以上です。

○杉原委員長 ありがとうございます。それでは、議案に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を願います。

山村委員。

○山村委員 専用利用に関しますことですが、区画当たりの月額を書いてらっしゃいますけれども、そこに何か施設をつくるとか、そういうことも可能なんですか。1区画あたり、例えば利用する場合にですね。

○杉原委員長 古野支所長。

○古野三良坂支所長 総括質疑の中でも少しお答えをさせていただきましたけれども、この広場は、全体が850平米のものでございます。この区画の一部を利用して公衆用トイレ、40平米のものを建設させていただき予定といたしております。その残り全てを駐車場区画とするのではなくて、6区画ないし7区画を駐車場の区画として利用いただくようなことを考えてございます。といいます

のは、現在、土地開発基金が持っております土地でございますが、現在も地元のほうの駐車場管理組合が賃貸借契約をもって契約をさせていただいておる区画が、6区画ないし7区画の方と契約をし、基金と地元の業者とで賃貸借契約を結んでおります。それを継続的に利用しようとするものでございますので、全てそういう月決めの区画をして、将来、広場として整備をするというものではございませんので、そこら辺の使用区分というのは明確になっておろうかと思えます。

○杉原委員長 山村委員。

○山村委員 長期にわたって駐車される場合に、例えばすぐとって逃げられるので、屋根をつけたいとかいうような要望も、もしかしたら長期だったらあるかもしれませんが、それについて対応は。

○杉原委員長 古野支所長。

○古野三良坂支所長 あくまでも商店街の中の駐車場として御利用いただくように考えておりますので、そういった上物であるとか構造物につきましては、指定管理者と協議をさせてもらいながら、そういう形での利用は避けていただくようにしたいと思います。といいますのが、イベントとして、三良坂町でいいますと、祇園まつりでありますとか、年にもう1回、商いジャンジャン祭りでありますとか、月に1回ございます、お帰り市だったかな、そういったイベントを商店街のほうでされておられます。そういった方、お客様に中心的には利用いただくスペースとして、フリースペースとして活用したいということの計画でございます。

○杉原委員長 ほかに。

岡田委員。

○岡田委員 私、管理条例とはちょっと、それなんですけれども、今、トイレの整備とかおっしゃってましたよね。いろんな行事にも使われる広場ということなんですけれども、ちょっとその辺の、トイレの状況、どのようなトイレをつくろうとなさっているのか、わかれば教えていただきたい。

○杉原委員長 古野三良坂支所長。

○古野三良坂支所長 男性用トイレ、女性用トイレ、まず区分けをして、男性用トイレにつきましては、小便器が1つ、大便器が1つ、女性用トイレにつきましては、便器を1つ備えております。それから、あわせて多機能トイレというものを整備し、そこは男女兼用という形で御利用いただけたらというふうに考えております。建物の面積は、大体40平米ぐらいなものを計画させていただいておるところでございます。

○杉原委員長 岡田委員。

○岡田委員 昨今、いろんなところでトイレの改修とか、新しいところでできていたりするんですが、やはり多機能トイレというものが、面積が狭いと。皆さんが思われている以上に障害者の方、特に車椅子の方が出入りする、本当に使用なさる方の状況を、本当にぎりぎりのスペースでしかとってないというようなことをよく聞くので、その辺しっかりと、本当にその中で、まず第1は車椅子ですよね。私も車椅子、何回も使ったことがありますけど、その中で回転したりしようと思ったり、便座に座ったりしようと思ったり、本当にスペースが要ったりしますので、また、オ

ストメイトのトイレも、やっぱり今の御時世ですから要りますし、そういうことを見ると、やっぱり建設するのにしっかりとスペースをとっていただきたいと要望いたしますけれども、その辺はどのように。

○杉原委員長 古野支所長。

○古野三良坂支所長 委員おっしゃいますように、この施設につきましては、原井建築設計事務所のほうの設計によりまして、企画をさせていただいております。地元のほうからも、むしろ多機能のトイレを充実するよということ、その点、配慮させていただいております。

○杉原委員長 岡田委員。

○岡田委員 本当、憩いの広場ということで、たくさんのいろんな方がいらっしゃる広場になると思いますので、しっかりとその辺を設計する人と詰めていただきたいと思います。お願いします。

○杉原委員長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 指定管理者は、予定としては、さっき言いよっちゃったまま、地元の管理組合さんに引き継ぎされるというようなイメージでよろしいのでしょうか。

古野支所長。

○古野三良坂支所長 正式名称が、町上駐車場管理組合という組合がございます。これは、地元の商店主で構成をする組合でございます。そこと協議もさせていただきながら、進めさせていただきたいという思いでございます。指定管理につきましては、また12月ないし3月の議会のほうで御審議いただく手はずになろうかと思っております。よろしく願いいたします。

○杉原委員長 それでは、ほかにないようでございますので、議案第70号に関する質疑を閉じさせていただきます。

続いて、議案第71号、三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

中原地域振興部長。

○中原地域振興部長 三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、地域集会所のうち、4施設を普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、別表中、峠下集会所、岡田集会所、岡田両熟集会所及びふれあいプラザの4施設の名称及び位置を削ろうとするものであります。このことにより、地域集会所の数は現在の29施設から25施設となります。

なお、4施設全て、地元から譲渡の要望が出されております。

以上、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○杉原委員長 議案第71号に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

タブレットのほうにこの集会所の地図と詳細、載っておりますので、御参照いただきながら進めてください。

それでは、質疑ある方の発言を求めます。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 それでは、特にないようでございますので、議案第71号に対する質疑を終結いたします。

地域振興部、三良坂支所の皆さん、ありがとうございました。

(執行部入れかえ)

○杉原委員長 それでは、危機管理監が所管する議案の審査に移らせていただきます。

議案第73号、三次市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例(案)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

川村危機管理監。

○川村危機管理監 それでは、議案第73号につきまして説明をさせていただきます。

三次市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例、以下、消防団条例と言わせていただきますけれども、この条例の一部を改正する条例案について御説明を申し上げます。

まず、議案の提案理由でございますけれども、議案資料の2ページでございます。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴いまして、本市の消防団条例について、一部を改正するものでございますけれども、より詳しく申し上げますと、この法律の第44条によって、地方公務員法が改正されたことを踏まえまして、総務省消防庁が消防団条例の例というものを発出してございますけれども、その消防団条例の例というものを改正いたしました。その改正された例に準じて、このたび、市の消防団条例について改正しようとするものでございます。

議案資料の5ページをごらんください。5ページの下ですけれども、議案第73号、この消防団条例につきましては、この資料、第73号の欄の一番下の行ですけれども、非常勤の消防団については、団員については条例で定めるというふうになっております。これによって、消防団員の身分の取り扱い等につきましては条例で定めておるところでございます。このたびの法律改正に伴って、国の条例(例)が変わり、それに基づいて、今回、条例を改正するというところでございます。

具体的には、消防団条例の第5条に定める欠格条項のうち、新旧対照表をごらんいただきますと、欠格条項のうちの成年被後見人または被保佐人としている第1号を削除するものでございます。また、あわせて文言修正として、第3号中の「免職」とあったものを「懲戒免職」に改めるものでございます。

以上でございますが、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○杉原委員長 それでは、この議案に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を願います。

大森委員。

○大森委員 消防団条例の5ページじゃ何じゃ言うて、タブレットで出てこんもんじゃけえ、申しわけないけど、これに載っていると、いや、引っ張り出したら、出るんだよ。出るんじゃけど、出る間には、説明が終わってしもうとる。

ここに書いてあるんじゃけど、まず1つは、免職を懲戒免職に改めることの意味というのは、どういうことがあるの。

○杉原委員長 川村危機管理監。

○川村危機管理監 令和元年6月26日付で、消防庁から条例の改正例というものが届いております。この改正例において、これまで免職とされていたものが懲戒免職とされたものでございます。通常、国のほうは、こういった例を改正するときに、法律とかで決まったもので改正しなければならないときに、例えば第5条であれば、第5条の第1項を改正するときに、あわせてその条文中の少し表現が古くなったり、合わなくなったものを、文言を改正するというをいたします。そういったやり方で、このたび改正されたんですが、本市の消防団条例で、今まで免職とあったのを懲戒免職と言い改めても、これは、実質的に今の消防団員さんの身分等の取り扱いに影響するものではございません。そもそもが、懲戒免職しか対象にならなかったものを免職というふうに書いていたものですので、これによって、何ら影響があるものではございません。

○杉原委員長 大森委員。

○大森委員 いや、私が気になったのは、免職と懲戒免職との差というのがどこにあるのかというのが、身分的にはほとんど影響がないと言われるんですけど、例えば消防団員の案件で新聞に出たときに、何々で懲戒免職となるという、何かこいつ悪いことしたのかなみたいな雰囲気になるんで、そこらのところ、国の消防条例の改正によって、あわせてやるということもわからんでもないけど、別にそれは反対する意味じゃないですよ。ただ、どうかなと思ってね。懲戒免職といたら、何かやりましたみたいな雰囲気になるよね。そこらのところはわかりました。国からの条例改正にあわせてやったという。

以上です。

○杉原委員長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 ちょっと私から。ここ、今回、成年被後見人と被保佐人が消防団員になれるというふうになったんだろうと思うんですけども、文言としてですよ、精神的に判断を著しく欠く者とか、被保佐人とかだと、成年被後見人よりも重度のような感じで書いてあったりもするんですけども、そういった方、消防団員になれるというてなったのは、これはどういうことなんですか。

川村危機管理監。

○川村危機管理監 今回の法律の改正が、これまで成年被後見人、それと被保佐人、これらの方々が、そういった方々であるということだけをもって、例えば公務員になる、もう門前払いになるとか、そういうふうな条項、たくさん法律に、180ぐらいの法律にそういうふうな条項があったわけですが、それを、成年被後見人等だからといって門前払いしないと、ほかの方々と同じようにその資質とか能力、職務執行能力を見て判断するというので、この欠格条項は排除するというふう

になったものです。ですので、消防団員についても、これは、欠格条項はなくなりますけれども、そこはやはり消防団長さんが任命の際に、この方が職務遂行能力があるかどうかというのは判断をされて、採用されるということになるろうかと思えます。

○杉原委員長 ほかに質疑、よろしいですか。

藤井委員。

○藤井委員 つまらんことかもしれませんが、免職というと、懲戒免職以外にぱっと思いついたのが諭旨免職とか、そういったのもあると思うんですけど、懲戒免職だけになるということは、「おまえ、やめてくれ」と言ってやめる。「もうやめさない」ですわね、懲戒免職は。「あなたはもう要りません」。諭旨免職というのは依願退職みたいなことですかね。そこら辺というのは、例えば退職金が出るとか出んとか、そういう部分もあるのかどうなのかよくわからん、ちょっとその辺の違いというか、全て懲戒免職になると、今までに、例えばやめ方と照らし合わせたりしたら、何か問題が出てこないのかなという思いはするんですが、そこはちょっと疑問に思ったんで、そこら辺はどうなんですかね。

○杉原委員長 川村危機管理監。

○川村危機管理監 免職処分には、昔は諭旨免職というのが言われていたと思うんですけど、今は諭旨免職というのは余り言われなくて、免職の中には分限免職と、それから懲戒免職がある。分限免職というのは、その方がもう職務ができない、能力が耐えないとか、そういうふうな理由、勤務態度とか、そういうこともある。それで免職処分にするということと、懲戒処分というのは、これは、その人が非違行為をすると、大森議員が言われたように、悪いことをされると、違法性のあることをされて、それを制裁として免職をするというものですので、処分の中で一番重いものです。ですから、一番重いものだけを対象とするということですので、ただ単に免職というふうな言葉を使うよりも、より厳密に定義を公開するということになります。

○杉原委員長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 それでは、ほかにないようでございますので、以上で議案第73号に対する質疑を結びたいと思います。

危機管理監の皆さん、ありがとうございました。

(執行部入れかえ)

○杉原委員長 それでは、総務企画部が所管する議案の審査を行ってまいりたいと思います。最初に総務課をやって、その後、企画調整課というふうに部の中で分けさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは最初に、議案第68号、三次市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例(案)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

中村総務企画部長。

○中村総務企画部長 では、議案第68号、三次市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例

(案)について御説明します。

本案ですけれども、地方公務員法及び地方自治法の改正によりまして、一般職の非常勤職員といたしまして会計年度任用職員の規定が整備をされ、令和2年4月1日から施行されることに伴い、本市における会計年度任用職員のうち、フルタイムで勤務する者の給与について、必要な事項を定めるものでございます。

その主な内容でございますが、給与の種類といたしまして、給料及び手当の種類を規定し、職に応じた給料表を定めるとともに、各種手当は常勤職員に準じることなどを規定するものでございます。

施行期日は令和2年4月としてございます。

議案第68号につきましては以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○杉原委員長 それでは、議案に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を願います。

新田委員。

○新田委員 ささまざまな手当がフルタイムで整えられていくというふうに、第2条を見ると思いますが、勤勉手当がつかないというのは何か理由があるのか、1点。

それから、約800人と言われましたよね。これは質問というか、800人を本務者で補うとしたら何人になるんですか。そんなんはないんですか。行政の職務の一部を担う職員としての会計年度の位置づけがあると思うんですけども、本来なら、正規に雇われる職員があつて、臨採としてフルタイムがあるのではない制度ですよ、これ。本来の職務の一部を、会計年度と言われる職の皆さんに、処遇を整えて、やっていただくというふうに私は解釈しているんですけども、なら、800人も多くの会計年度職員がいらっしゃる、これは、本務者で補うとしたら何人になるのか。幾ら手当が上乘るのかという議論があつたんですけども、本来、800人分の仕事があるわけで、それを、逆に私は、本務者で補うのなら何円になるのか、予算として、800人の会計年度を雇ってやる仕事量は、そっちのほうがいいのか、いや、わかりませんよ。わからんのだけど、400人の正規職員を雇うことによって、将来的に考えれば、こうなるのかというようなのがあるのかどうか。試算というか、要素として考えられたのかどうかというのをお聞きします。

○杉原委員長 中村総務企画部長。

○中村総務企画部長 まず、勤勉手当についてでございますけども、これについては、本会議の総括質疑でも同様の質問があつたかと思ひますけども、基本的に、今回の会計年度任用職員制度に係る手当の支給の基本的な考え方なんですけども、いわゆる特殊勤務手当といった職務給的な手当、それから時間外勤務等の労働に対する対価、反対給付的な手当、それと、あと通勤手当といった費用弁償的な性格のものを支給するものとなっております。国から示されておる基本的な指針において、勤勉手当等については、実際、国のほうの非常勤職員でも支給されておらず、今回の会計年度任用職員制度につきましては、基本的にその国の制度に準じて整理をしております、そうした観点から、今回、勤勉手当については規定をしてない。また、国においても、国から示されている手当の支給の考え方として、いわゆる扶養手当とか住居手当等に相当する手当についても支給は適当でないという形で、国の運用マニュアルのほうで示されておる、今回の制度設計に

においては、そうした国の運用マニュアルに基づいて設計をしております、そうした観点から、今回、勤勉手当については規定をしてないという状況でございます。

あと、800人の会計年度、今の臨時職員さんや嘱託員さんといった形の中で、会計年度任用職員制度に移行される方が、実際、本務者としてどうなるかというところは、やっぱり常勤職がつく職と臨時的職員さんがつく職というところの職責という部分での違いもありまして、整理をさせていただいたところで、この800人全て本務、常勤の職員がつくべき職ということでもないというふうに考えております、今回の会計年度任用職員制度に当たり、改めて職の整理を行う必要の部分も一部はあろうかとは思いますが、基本的には職責が違うという形で、今、臨時職員さんであれば、事務補助という形であっていただいている部分等もありますので、ただ、一方で、調理師さんとか、一見するとという言い方も変ですけども、ほぼ通常の、業務的には正規の職員と余り異なっていないのではないかとといった御指摘の部分もあろうかと思いますが、やはり正規の職員には、広くそうした臨時職員さんたちに、来ていただいている調理師の方の指導ですとか、全体的な調理のあり方とかいった計画とか、そうした職責の部分の違いもありますので、この800人が本来本務でそのまま置きかわる業務量、職責というふうには考えていないということでございます。ですので、ただ、800人、純粋に、本務になれば何人になるかといった積算というのは、そういった考えからいって、直ちに置きかえられるものではないので、なかなかそこを具体的数字でお示するのはちょっと難しいのかなというふうには思っております。

○杉原委員長 新田委員。

○新田委員 2点ほど、追加。今の会計年度職員の、現行の嘱託とか臨採の皆さん、臨採というのは、本来、本務の人がお産で休まれるとか、病気で休んだところへ補うというのが臨採ですよ。だから、ここに本務者としての仕事があるけど、休む事情が生じたから、ここへ臨採が入る。ところが、これの給与はもちろん正規の給与ではない、ずっと低い給与で雇われるというのをちょっとでもという臨採ですよ。だけど、本来これぐらいの仕事があるけど、本務者でここまでできないから、残りのここを補助してやってもらうというのは、これは臨採じゃないですよ。どういう言い方がいいかわかりませんが、これだけの仕事、本務者でここまでできんから、このところを補う職として職員を雇われるという、大きく大別すれば、そういうことだろうと思うんです。違ってれば教えてください。そういう意味からいって、例えばこの約800人が、400人はほぼ臨採である部分で、残りの400人ぐらいが職務を補うというか、オーバー部分を補っていくというふうに考えればどうなのかというのが1です。

次、もう一点は、勤勉手当というのは多分、市の全部の分を私は熟知してないんですけども、勤勉手当は成績主義が導入されていると思うんですけども、要するに、成績優秀とされた人はボーナスがちょっといい、普通の人は普通、処分なんか受けた人はボーナスが少し削られると、私は教師をしていましたけども、そういうシステムでした。本会議のときに、勤勉手当のことについて、評価のことをどうするかというのを今後詰めなければならぬというふうにお話があったと思いますけども、勤勉手当に成績主義の導入がないのなら、評価の必要はないんじゃないかというのが、すごいちょっとざっくりした言い方ですけども、そこらはどういうふうなお考えをお持ちかというの

をお願いします。

○杉原委員長 中村部長。

○中村総務企画部長 まず、臨時的任用の考え方なんですけども、実は、今回の地方公務員法が改正になった理由の1つでもあるんですけども、本来、地方公務員法で定める臨時的任用というのは、まさに、本当に緊急的な場合で、採用試験等や選考による選考をするいとまがない場合に、6カ月間にわたって、正規職員と同等の職員を、例えば試験なしに名簿、例えば職員の登載名簿を持っている団体であれば、その名簿から臨時的に任用する。本市の場合、そういった名簿を持っておりませんので、そういう採用試験なしに、正規職員と同等の職員を6カ月間に限り任用することができ、それを1回限り更新ができるんですけども、そうしたのが本来の臨時的任用のあり方だったんですけども、実際のところ、運用基準の解釈とかが、いろんな自治体で、先ほど言われたような、事務補助的な部分とかの、本来の正規職員を充てるべきところの任用の仕方ではなく、事務補助とか、一時的な業務の支援補助といった形での臨時的職員の採用という形になっておりまして、そこを是正するというか、定義を改めて整備することもあるとあって、今回、地方公務員法が改正をされて、あくまで臨時的任用というのは、そうした緊急の、災害が起きた場合で、正規の職員を充てないといけないけども、採用試験をするいとまがないので、正規職員と同等の職員を充てるといった場合に限りというのを、改めて明示をされております。

そうした観点から、今、本市で任用している臨時的職員さん等は、大部分が、先ほど言いました事務的な補助とか、保育士さんの、正規の職の保育士が担任等を行っている部分の補助的とかサポートとかをする部分という形で任用して、その分、当然職責も違うと。先ほど言いました、全体の計画の整理とかというのは正規職員によって行いまして、そうした部分以外のところを臨時的な、今度、会計年度任用職員さんに補っていただくという、そうした職責の違いも、今回、改めて整理が必要な部分もあろうかと思いますが、こうした整理を行うことで、先ほどの処遇等も違う部分があるということをお理解いただければと思います。

あと、先ほどの評価を行うことについてなんですけども、今回の評価の目的、今の市の職員に対する評価制度の目的とも重なる部分があるんですけども、正規の職員については、そうした評価に基づく勤勉手当というか、手当への成績主義的な部分での範囲というのも当然ありますが、やはり本市において1つ重視しているのは、やはり育成、評価をすることで、職員の今後の業務の改善とか、伸ばすべき部分とかというのを、対話型の評価を行うことで、上司等がその職員を評価することで、よりよい業務に改善していくという育成も大きな目的としておりますので、今回の会計年度任用職員さんに対する評価についても、同様にそうした評価を行うことで、より業務のレベルを高めていけるような育成につなげていきたいというのも1つ大きな目的にしております。

あと、もう一つには、今回の会計年度任用職員制度については、基本的には1年ごとの採用ではあるんですけども、再度の任用のできるようになっておりますので、再度任用する際には改めて、やはり競争的試験とか選考といった手続を経て、改めて新年度で任用するという手続が必要になりますので、その際の評価の参考等にも、毎年度同じような、やはり競争試験というか、筆記試験を受けていただくというのも、実質的にはちょっと合理的ではない部分もあろうかと思っておりますので、

そうした再度の任用の際の参考資料として、総合的な評価の中で活用していくように、今考えているところがございます。

○杉原委員長 ちょっと聞いてもいいですか。これから、部長も整理するという言っちゃったけど、僕も、ちょっと業務を整理したほうがいいと思って、もう窓口とかは逆にアウトソーシングというような形で、臨時採用とかじゃのうて、もう外注に完全に出してしまって、手当とかもかからん、本当のバイトみたいなイメージのものと、保育士さんとか調理員さんとかみたいな、本当に正規雇用の方と変わらん責任とあれを持つとってやりよっての人はこの制度でいいと思うんですよ、会計年度任用職員で。本当のただの事務補助、コピーとりじゃ何じゃとか窓口とかは、もう完全外注でやっていったほうがいいと思うんですけどね。そこらの整理をまずされたらどうですか。と思うんですが、お考えをお伺いします。

中村部長。

○中村総務企画部長 まさに、そこの職の整理というのは、委員長も御指摘されたとおり、並行してやっていかないといけない、本来、公でやらないといけない部分と、その公の中でも常勤の職員がやらないといけない部分と、こうした会計年度任用職員の方に委ねるというか、従事していただく業務というのは、これからも、いろんな社会経済情勢の状況も変わってきますので、今回だけじゃなく、継続的に見直しが必要な業務とっております。

民間委託につきましても、進めていく部分については進めていく必要があると思いますし、そうしたことも一部業務においては念頭に置きながら、実質的な市の採用を抑制というか、調整をしてきたところもありますので、そこの部分については、この制度とあわせて、並行して検討していく必要があるというふうに思っております。

○杉原委員長 ほかに質疑ございますか。

澤井委員。

○澤井委員 今の委員長が言いました部分と関連するんですが、この施行に当たっては、ですから、そこまでの間には、今のようなすみ分けというか、職種の内容を検討してやられるのかどうか。

○杉原委員長 中村部長。

○中村総務企画部長 具体的に、民間委託に出す部分があるかということですか。

○澤井委員 ばっかじゃなしに、今のような臨時的な、パートみたいな格好でやる業務と、実際に職員と似たように、一緒にやられておる職員とのすみ分けですよね。そこらの内容ですよね。そこらについてどうなのか。

○杉原委員長 中村部長。

○中村総務企画部長 そこは、やはり今回導入する会計年度任用職員の方についても、先ほどありました期末手当といったような処遇の改善等もありますので、今ついでにいただいている業務の範囲で、昨日の子育て支援部長からも答弁がありました。例えば保育所の、今、臨時職員さんで来ていただいている保育士さんについても、今回の会計年度任用職員制度の導入によって、一部職責の見直し等も、今していただいているところで、今までより少し業務範囲を広げるとかいった、正規職

員と会計年度任用職員との間の職責、業務範囲の整理というのは、並行して今行っているところでございます。

○杉原委員長 澤井委員。

○澤井委員 そのことはわかるんですが、今のように、今からこれを施行するまでには、そこらの整理はきちっとされて、実施をされるということですね。

○杉原委員長 中村部長。

○中村総務企画部長 今、勤務時間、今回の会計年度任用職員制度の導入に当たっては、フルタイムという形で常勤職員と全く同じ1日7時間45分の週5日の勤務でつかれる方と、パートタイムという形で正規職員より短い時間で勤務される職員という形になりますので、本来の業務として、じゃ、これはフルタイムの会計年度任用職員さんについていただく業務なのか、それともパートタイムさんで賄える業務量なのかといったところもあわせて整理をして、今回の制度導入を行っていく必要があるというふうに考えてございまして、今、並行して、各部局、支所等で、具体的にこうした、今は臨時職員さん等で来ていただいている方の業務の状況とかというのを改めてヒアリングとか、聞き取りしながら、その職責等の整理を進めているところではございます。

○杉原委員長 ほかに。

岡田委員。

○岡田委員 今の職責の違いはちゃんと明確にしなきゃいけないということ、お話を聞いて、理解できたんですけど、それはやはり各自治体というか、各市町がやっぱり決めていくものなんですか。ちょっと基本的なことなんですけど、それぞれの市町で違う、それ、どういうふうになるんでしょうか。

○杉原委員長 中村部長。

○中村総務企画部長 先ほど言いました臨時的任用職員とかの経費というのは、今回、地方公務員法等で明確に整理されましたし、あと、本市の場合、非常勤特別職という形で、いろんな職によって、それぞれの報酬というのを条例で定めておりましたけども、基本的に、非常勤特別職についても、審議会の委員とか、そういった部分に限定される部分がしっかりと明記されておりますので、そうした基本的な考え方については当然に、どの自治体においても同じ運用になるかと思いません。

ただ、実際の、先ほどの処遇の期末手当の支給範囲、基本的には、今、国が2.6という形になって、県とか広島市も2.6という形で整理をされておりますけども、一部自治体によっては、その運用方法、運用といいますか、任用方法とか、その職責の業務範囲というのは、それぞれの自治体の事情等あるかと思しますので、そうした部分については、各自治体での運用というか、法の範囲内での運用にはなるかと思いません。

○杉原委員長 ほかに質疑。

藤井委員。

○藤井委員 任用に当たっては、競争試験か選考だというふうに話を聞いたんですけど、1年ごとにそういったことをするという事なんですか、これが、もちろん1年ごとに採用して、ま

た採用して、それをずっと続けていってれば、その部署に、部署というか、その職場にいてもらわないと困る人になってしまいますよね。正規の職員さんがかわる中で、そこへずっとおって、僕の前の職場にもおっちゃったんですけど、それはパートさんでしたけど、パートさんが一番よう物を知って、その人に、主任も課長も「どうすりゃええんですかね」と聞きに行くような感じになっていく。そういうふうに続けていきよる最中に、あんまり長くなったら、今度、正規雇用にしなきゃいけないとか、そういったものが、民間的にはそういう考えがあるんですけど、今回、継続することによって、何かそういった、そのまま臨時職員としてじゃなくて、正規に採用しなきゃいけないような形になっていくような、例えば契約する間にどこか休みじゃないけど、間を設けるとか、そういったことをする必要が出てくるんじゃないかとか、そういったのが1つ気になるんですけど、教えてください。

○杉原委員長 中村部長。

○中村総務企画部長 今回の会計年度任用職員制度によって、民間で5年間、そういった臨時的雇用をすると、正職員同等にしなきゃいけないというような法律がありますけども、この会計年度任用職員制度については、そうした規定はありません。

一方で、先ほどちょっと藤井委員から御指摘の、例えば退職手当を支給しないために、あえて期間をあけるとか、そうした取り扱いというのは、国のほうからも適切でないというふうに示されておりますので、恣意的に、そうした支給を避けるために、本来継続の、実質的に継続とみなされていた部分を恣意的にあけるといことは適当でないことになっておりますし、実際に、仮にそうした運用をした場合に、訴訟等をされた場合には必ず負けると思いますので、そうした運用は適切ではないというふうに考えております。

○杉原委員長 藤井委員。

○藤井委員 あと、採用試験を受けた上で、人事評価をされるという話も、この間の質問のときにあったと思うんですけど、採用時の評価として、試験の結果を見ると思うんですけど、あと、給与の評価ですよ。今回の議案の別表にある給料の1号から100号までありますけれど、通常、1からスタートして、1年で2、3、4行くんですけど。

○杉原委員長 中村部長。

○中村総務企画部長 基本的に1年間で4号上がるんですけども、今回の会計年度任用職員については、基本的には1年で1号ずつになっています。最初の号給の決め方については、別の基準、規則で定めるようにしてございますが、基本的には、今、類似する職についていただいている現給の給与を参考に号給の範囲を定めるように考えております。ですので、全てが1号から始まるわけではございません。

○杉原委員長 東山総務課長。

○東山総務課長 先ほどの業務が固定化してしまうのではというふうな御意見だったんですけども、会計年度任用職員になりましたら、やはり職責の見直しも、ちょっと処遇が向上する分、職責の見直しも考えるんですけども、やはり長期の固定化というのは、現在のところ、やっぱり懸念しておりまして、ある程度の庁内での事務仕事の異動というのは、今後、可能性としては考えてい

かないといけないというふうには思っております。

それと、競争または選考させていただくというところなんですけど、今回、会計年度任用職員になって、やっぱり処遇が上がりますので、その分、市民の方の応募も増えてくるかと思えます。そのときに、やはりどういった基準で選考したのかというところは、きちんと説明をしていかないといけませんので、現在検討しております競争試験ですとか、先ほどの評価の部分、これは、これらの選考の基準として、きちんと対外的にも説明ができるようにというところで、きちんとしていかないとというところで、制度として今検討しているところがございます。決して、採用のときに不利益が出てはいけないというところがあるんですけど、やはりできる方には続けていただきたいというところはもちろんあるんですけども、そうはいつでも、新規に応募されてこられた方との公平な採用というところもございますので、その運用は今から整備していくんですけども、ちょっと難しいところかなというふうに考えております。

○杉原委員長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 ほかにないようでございますので、議案第68号に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第69号、三次市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(案)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

中村総務企画部長。

○中村総務企画部長 では、続きまして、議案第69号、三次市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(案)でございます。

本案ですけれども、先ほどの議案第68号と同様に、地方公務員法及び地方自治法の改正による会計年度任用職員制度の施行に伴いまして、会計年度任用職員のうち、パートタイムで勤務する者の給料及び手当に相当する報酬について、必要な事項を定めるものでございます。

その内容ですけれども、給料に相当する報酬について、フルタイム会計年度任用職員の給料表を準用いたしまして、別に定める基準に従い任命権者が決定をすることとするほか、各種手当に相当する費用及び報酬は、同じく常勤職員に準じることなどを規定するものでございます。

施行期日は、同じく令和2年4月1日としております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○杉原委員長 議案第69号に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を願います。

藤井委員。

○藤井委員 どうしても68と69を一遍にしゃべりたくなくなってしまって、あれなんですけど、間違っていたらすいません。定年された後の嘱託の職員さんがおられると思います。通常のパートの人より、最初からちょっと給料的に高いんですかね。設定があると思うんですけど、当てはめられて、高い人も、その高い設定というのは、今までは恐らく、ある程度賞与的なものも月割りみたいな形で、年俸みたいな形で割っていたんじゃないかと思うんですけど、それにプラス、今度、期末手当がつくというふうな形になると理解していいのかどうかというのをお聞かせください。

○杉原委員長 中村総務企画部長。

○中村総務企画部長 まず、退職をして、嘱託員等で採用している職員、これは、制度がそもそも別の任期付職員、または再任用職員という形で、大きな区分でいきますと、常時勤務を要する職という形の中の任用形態の1つになります。今回の会計年度任用職員は、あくまで非常勤の職員という形で、任用の区分が違ふと。ですので、つく職責、業務も違ふということになっておりますので、根拠となる条文等が異なつて、それに基づく処遇や各種規程の適用が。

○杉原委員長 ほかに質疑ございますか。

澤井委員。

○澤井委員 単純に、フルタイムとパートタイムの考え方を簡単に言うてもらえると。

○杉原委員長 中村部長。

○中村総務企画部長 フルタイムは、まさに正規の職員と勤務時間が全く同じ、8時半から5時15分で週5日勤務で、それよりも短い勤務時間の方が全てパートタイム職員という形になります。基本的には勤務形態の違い。

○杉原委員長 はいじゃけえ、嘱託じゃと週何十時間以内とかあるけれども、パートタイムはそれよりオーバーしてもよしじゃけど、フルタイムより少なしという、都合がいい感じ。

○中村総務企画部長 そうですね、基本的には。

○杉原委員長 嘱託員制度は嘱託員制度で、また別にあるんですよ。週何十時間以内勤務という制度が残つとるんですよ。

○中村総務企画部長 嘱託員という職はなくなります。

○杉原委員長 なくなるんですか。今、嘱託員の方がパートタイム会計年度任用職員へ移行されるという感じ。はいじゃ、週何十時間の縛りはなくなるというわけ。

中村部長。

○中村総務企画部長 時間の考え方が、本人の希望によって勤務時間が決まるというよりかは、基本的に、その業務として常勤勤務を要する業務量なのか、パートタイムで適用できる業務なのかというのがまずあった上で、当然、実際に応募された方の希望の勤務時間はあると思いますので、嘱託員、私が30時間希望だからその業務というよりかは、業務として、これは正規のフルタイムの業務量があるので、フルタイムでそこを募集します、この業務については週、例えば30時間での業務量なので、パートタイム会計年度任用職員さんを充てますので、その区分に応募しますという考え方ですので。

○杉原委員長 そこを、今、じゃけえ、整理しよつてるわけ。

○中村総務企画部長 はい。

○杉原委員長 じゃ、今まで同じような感じで勤めよつちやつてけど、急に、急にというか、採用の段で、これからですよ。この業務は、ちょっと今までみたいな感じじゃのうて、びっちり来てほしいわというのも生まれるかもしれんし、ずっとびっちり来よちやつた人も、いえ、これは新年度からはそこまでの採用は、採用というか、勤務は要らんけえ、パートタイム制でしか募集がないわみたいなのを、整理を今から4月1日までにしよるという感じで、イメージでとつていいんです

か。

中村部長。

○中村総務企画部長 それも並行して行っている。

○杉原委員長 ほかに質疑ございますか。

岡田委員。

○岡田委員 令和2年からですよ、始まるのが。結構、実態の把握もしなきゃいけないと思いますし、責任の違いとか、ちゃんと見直さなきゃいけない、大変な作業だなと思いつつながら、やるしかないと思うんですが、その辺のスケジュールはどうですか。

○杉原委員長 中村部長。

○中村総務企画部長 今定例会に提案させていただいています議案について、御議決をいただきましたら、来年4月の施行に向けまして、11月ごろには説明会、それから採用試験等のほうを、準備を進めたいと思っております。先ほど、基本的には業務によってフルタイムとパートタイムというのが分かれるというふうに申しましたけれども、一方で、今、実際に働いていただいている方の御意向とかも、また、そもそも制度に対する御理解をいただくための説明会も並行して行う必要があると思っておりますので、そこらを11月ぐらいから説明して、制度の趣旨を御理解いただいた上で、パートタイムのほうに募集いただくか、フルタイムとして募集いただくかといったことも考えていただきながら、来年の4月1日の制度運用に備えていきたいというふうに。実際のところ、先ほどの採用試験の内容とか、どういった試験を課すかというところは検討して、なかなかどうするかは難しいところもあるんですけども、そこは4月1日に間に合うように、しっかりと準備をしていきたいと思っております。

○杉原委員長 岡田委員。

○岡田委員 同一労働同一賃金の第一歩といいますか、だと思しますので、しっかり頑張ってください。よろしくをお願いします。

○杉原委員長 ほかにございませんか。

新田委員。

○新田委員 大変な作業だというのは重々承知の上で、細かいことなんですけど、今、現場で起きている課題をどう考えるかというのを提起しておきます。

学校には、市費とか、フルタイムの教員がおります。これは、このたび、さっきのフルタイム。学校支援員とか介助員さんとかいう、これは多分パートの部類に入る。市費教諭が激務に耐えかねて退職しています。これになかなか臨採が見つからない。やむを得ぬ学校の対応として、学校支援員で教員免許のある人を、市費教諭を埋める、パートからフルタイム、こういう事例が1つ、2つじゃないんです。さらに、そうなった場合に、フルタイムの、先ほど、中途からフルタイムになる、年を越えて、要は、1年ずつ給与表が少し上がっていくというときに、パートタイム期間はどう換算されるのか、されないのか。

それから、いい制度なんですけども、教育職の場合、スタートは県費と同じでも、これが、あつという間に給与格差が広がっていくんですよ。多分三、四年で2万円ぐらい差が開くんじゃない

かな。それはいろんな、やむを得ない部分もあるんじゃないけど、パートの皆さんの給与も、フルをもとにパートのをはじかれていく、これは当然、昇給を幾ら増やしていくかという、今後の課題になるんでしょうけど、ベースになる部分は人勧とも連動しますよね。となれば、今、この給与も、来年はもしかしたら若干改定の、今回、0.69%だったかな、というのがまたベースになるという作業も加わるということになるか、それをもとで、パートさんのいわゆる時間報酬というのは決まっていってしまうのか、さっきのパートからフルへ、それから、もとになる給与の人勧との関係、フルとパートといったら、どうなるんでしょうか。

○杉原委員長 係長とかも答えていただいて大丈夫ですからね。

東山総務課長。

○東山総務課長 現状の制度では、パートタイム職員からフルタイムへ変わったら、やっぱり一応任用が切れるという考え方になっております。ただ、おっしゃられるように、こういう事例が頻発しているというのはよくない状況かと思っておりますので、教育委員会のほうとも会計年度任用職員制度の協議等をしておりまして、先ほどの職責の部分、臨時の教員さんに行ってもらう仕事等の職責の部分の検討もされていると思っておりますので、先ほどの意見はちょっと教育委員会にも伝えておきます。

ただ、一度は、単純にパートタイムからフルタイム職員に移行された場合は、任期としては切れてしまう、つまり、継続して六月いないと期末手当が出せないんですが、そこがちょっと判断的には割ってしまうという課題があるというのは、ちょっと意識しておきます。

○杉原委員長 中村総務企画部長。

○中村総務企画部長 人勧ですけども、基本的には人勧を準拠というか、尊重というか、踏まえて対応していくこととなりますけれども、今、どのように反映するかによっては、毎回の人勧の内容にもよりますので、そこはまた今後の検討課題というか、その都度都度の人勧の内容も踏まえて、検討していきたいというふうに思っております。

○杉原委員長 新田委員。

○新田委員 パートからフルになったときに、雇用が1回切れることによって、来年の会計年度に向けて、3カ月パートで勤め、学校支援しました。市費担任が倒れたので、ここへ、今度はフルタイムの教諭で入ります。こっちを5カ月勤めました。こっちは年度末に、もう4カ月しかありませんといったら、どっちもないということになってしまうという穴は何か埋めてというのが質問というか、やっぱり何とか埋めてくれと言われて、こっちへ入るわけですから、合理的というか、できるだけ善処をよろしく願いますという意見です。

○杉原委員長 運用について、考えていただけたところは考えてみてください。施行までにですね。

ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 それでは、ないようでございますので、これで議案第69号に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第72号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

中村総務企画部長。

○中村総務企画部長 では、続きまして、議案第72号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）でございます。

本案ですけれども、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、関係条例である三次市職員の給与に関する条例ほか10条例の一部を改正しようとするものでございます。

その内容ですけれども、さきの議案第68号及び議案69号のとおり、会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、会計年度任用職員に移行する非常勤特別職に係る報酬及び通勤手当相当の報酬を削除するなど、関係条例の規定を整理するとともに、今回、地方公務員の欠格条項から成年被後見人及び被保佐人が削除されたことに伴う文言等の整理を行うものでございます。

施行日は、欠格条項に係る部分は令和元年12月14日、その他は令和2年4月1日としてございます。

以上、第72号の議案説明とさせていただきます。よろしく御審査のほどお願いいたします。

○杉原委員長 この議案に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を願います。ございませんか。

大森委員。

○大森委員 これは、もちろん組合との協議も済んでいるということですか。

○杉原委員長 中村部長。

○中村総務企画部長 72号に限らず、68、69含めてということでもよろしいですか。職員団体との協議を行っているところです。

○杉原委員長 ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○杉原委員長 ほかにないようでございますので、以上で議案第72号に対する質疑を終結いたします。

総務課の皆さん、ありがとうございました。

（執行部入れかえ）

○杉原委員長 一応皆さんのフォルダの中のほうへ、タブレットのほうへ、これから説明させていただく辺地の地図と、それから過疎計画に載せる地図と、皆さんのタブレットへ入れとるんですけど、地図が大き過ぎて見えにくいので、一応ここへ置かせていただきます。これから辺地は辺地でもう一遍に上程していただきますので、ちょっと地図等を見る時間を設けますので、そういう形で進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案第82号から議案第85号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

中村総務企画部長。

○中村総務企画部長 では、議案第82号から85号までの辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてでございます。

まず、議案第82号は、市道穴笠畠敷線及び市道八次62号線の改良工事を実施するため、穴笠・山岡・京之峡辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、市議会の議決を求めようとするものでございます。

当該地の生活道であります市道穴笠畠敷線及び市道八次62号線ですけれども、幅員が狭隘で屈曲部も多く、車両の離合や大型車の通行に支障を来しており、本市道を整備することによりまして、地元住民の方の利便性と安全性の向上を図るとともに、地域の生活環境の改善に努めようとするものでございます。

続きまして、議案第83号、市道栗屋43号線の改良工事を実施するため、中垣内・小森・大平辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定することについて、議決を求めようとするものでございます。

当該地の生活道であります市道栗屋43号線は、こちらも幅員が狭隘で車両の離合が困難な状況であり、本市道を整備することによりまして、地元住民の方の利便性と安全性の向上を図るとともに、地域生活環境の改善に努めようとするものでございます。

続きまして、議案第84号、市道大山中線の改良工事を実施するため、唐香・大山辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定することについて、市議会の議決を求めようとするものでございます。

当該地の生活道であります市道大山中線は、こちらも幅員が狭隘で屈曲部も多く、また、道路勾配も急峻なため車両の離合が困難となっており、特に冬季は交通の難所となっておりまして、本市道を整備することによりまして、地元住民の方の利便性の向上と安全性の向上を図るとともに、地域の生活環境の改善に努めようとするものでございます。

次に、議案第85号、市道宇賀28号線の改良工事を実施するため、品・宇賀太郎丸辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定することについて、議決を求めようとするものでございます。

当該地の生活道であります市道宇賀28号線ですけれども、県道宇賀安田線への重要な連絡道でありますけれども、幅員が狭隘で屈曲部も多く、車両の離合や大型車の通行に支障を来しており、本市道を整備することによりまして、利便性と安全性の向上を図るとともに、地域の生活環境の改善に努めようとするものでございます。

以上、辺地4議案に関する説明でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○杉原委員長 これらの議案に対する質疑を行います。質疑のある方の発言をお願いします。

これの、大体の工事のキロ数はもう出とるんですか。まだ出てない。キロ数。

○中村総務企画部長 改良延長はそれぞれ出ております。

○杉原委員長 教えてもろうてええですか。書いてないですよ。

○中村総務企画部長 市道穴笠畠敷線の道路改良ですけれども、延長が580メートル。市道八次62号

線が延長130メートル。議案83号，粟屋43号線，こちらが延長が380メートル。続きまして，市道大
山中線，こちらが延長が430メートル。最後に宇賀28号線，こちらが改良舗装の延長250メートルで
ございます。

○杉原委員長 よろしゅうございますか。

大森委員。

○大森委員 ちょっと確認させてください。粟屋の道路ですよ。380メートルというのは，今か
かっておる43号線，市道，かかっておるといふか，済んでおる残りのメートル数ですか。

○中村総務企画部長 総延長です。

○大森委員 この43号線が，総延長で。

○中村総務企画部長 今回，この整備事業に掲げる総延長で，一応計画上，今年度から80メートル
ずつの舗装等を計画しております。

○杉原委員長 大森委員。

○大森委員 これは，今から六，七年前ぐらい，村井市長時代につかかった事業で，当初2年で
完了する，約1,000メートルの道路を2年で完了する予定だったんですが，5年たっても6年たっ
ても完了しないということで，地元から要請もし，私も土木部のほうへお願いに上がったような事
案なんですね。今回，もう少しピッチを上げていただけたらどうかということをお願いしたら，業
者が足らん，予算が足らんということで，今年度は無理かもしれんというようなことを言われたん
ですね。そうすると，これは，予算がつくけど，例えばさっきの前者のほうで，予算はつくけど業
者がおらんということになれば，それは，繰り越しのほうか，ポシャるのか，どういうふうに整理を
つけりゃええんですかね。これ，地元から何回も何回も説明を求められるんですわ。じゃから，辺
地の事業というものに指定をされるということになれば，それなりの，今部長が言われた，80メー
トルというたら，驚異的な数字なんですね。この間なんか，五，六メートルしか行ってない。そう
すると，どう説明していいかわからなくなるんですよ。だから，そこんところははっきりと理解
できるように教えていただきたいんですが。

○杉原委員長 中村部長。

○中村総務企画部長 さっきの市道粟屋43号線については，計画としては，26年から事業をしてお
りまして，今回，辺地の計画に掲げるものが，全体延長は七百数メートルあるんですけども，その
うちの，今回，今後5年間の計画として380メートルを整備する形で予定をしております。今年
については予算措置をして，また今度，辺地計画に乗せることで有利な辺地債，80%の交付税充当
のある財源が確保できますので，それをもとに，基本的に事業を進めていくと。今後につきましても，
基本的には計画等を踏まえて，財源の確保等をしていった上で，事業のほうは進んでいきたい
と。

○杉原委員長 大森委員。

○大森委員 だけえ，80メートルずつ行きゃあ，単純計算で，あと10年はかかるということですよ
ね。

○杉原委員長 中村部長。

○中村総務企画部長 全体が700メートルあるんですけども、それについて、これまで、平成26年から30年にかけても事業を行っておりますので、今回は、そのうちの残り380メートルについて、5年間で実施をしていくと。

○杉原委員長 それでもう全部終わると考えてええんですか、43号は。今回の380、あと5年できれいに終わると思ってええんですか。

中村部長。

○中村総務企画部長 この5年間で終わる予定です。

○杉原委員長 大森委員。

○大森委員 この道路の経過については、建設との経過については多分聞いてらっしゃると思うんですよ。かなりいろんな意見があって、反対をする者、ぜひともこれを、道を完成さすべきだと言う方、いろいろいらっちゃって、その間に、中立の立場で入ると言うたら、私しかないの、幸い同級生というのがあそこは3人ぐらいおったもんですから、各家へそれぞれ回って、けんかもし、なだめもし、すかしてすかして、「2年間ほど我慢せえや」と言うて、当初、2年の約束だったですからね。ほんで、ずっと抑えてきた経緯があるんです。「大森、いつまでたっても2年が過ぎんよのう」というて、嫌みを言われたりね。ところが、あと何年とか、これからどれぐらい、今、部長が説明をされたものというのが全く見えなかったですから。聞いても教えてくれんし、要するに、予算が余ればやりましょう的雰囲気ですよ。もう半分、私も我慢の限界に来てね、もう全部投げようかとも思ったんですけど、事業を完成させることが私の役割だと思って、ずっと我慢しながら、地元を今抑えておるんですけど、幾ら何でもちょっとひど過ぎる。「おまえの2年は長いよのう」言うたりね。もうほんま、嫌になるぐらい。ただ、それを市役所の方が、どなたか行って、説明をするならまだしも、「説明についちゃ、大森さん、うまいことやってください」言うて。ほんで、こっちがお願いしたことはできません。ちょっと愚痴になってしまひよるけど、幾ら何でも、そういう経過がある中で出発をし、あちこちの土地の調整や、人と人とのしこりの調整や、全てやってきたんですから、できれば、5年なら5年でしっかり約束をしていただいて、見通しをつけてやるのが私は大事だと思う。5年ぐらい、10年でもいいと思うんですよ、その人が理解できれば。「ここまで待ったんじゃけえ、もうちょっと我慢しようや」言うて、私がまた大うそを言うようなことにはなるけど。じゃけえ、5年なら5年でもええんですよ、見通しさえつければ。だけど、それがはっきりとやっていただけるということを部長が言うていただいたんなら、それを信用するしかないという。もう一回お願いします。

○杉原委員長 建設部のほうへ、実行するようによよう伝えてください。総務企画部のほうでは、こうやって辺地をとってこられたということで、お手柄です。建設部のほうへ、今のはようよう言っと思ってあげてください。

ほかによろしいですか。

山村委員。

○山村委員 今、大森委員の意見なんですけれども、事前に資料請求すればよかったんですけども、今後、説明いただくときに、やっぱり箇所づけの地図、これ、示していただきたいと思うんで

すよね。こういうのじゃなくて、それぞれの箇所の地図で示して、説明していただければ。本当にそれ、自分でまた持ち帰って、その地図で、こうなんですっていう説明もできると思うので、またそういうふうに対応していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○杉原委員長 中村総務企画部長。

○中村総務企画部長 そこはちょっと事業課と調整をして、どういう対応ができるか、また検討させていただきますと思います。

○杉原委員長 それも建設部のほうへ言うってください。企画調整課、お手柄ですから。ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 以上で議案第82号から85号に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第103号、過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

中村総務企画部長。

○中村総務企画部長 では、続きまして、議案第103号、過疎地域自立促進計画の変更についてでございます。

本案ですけれども、平成28年3月に策定をいたしました過疎地域自立促進計画に、新たにみらさか商店街コミュニティ広場整備事業ほか38事業を追加することにつきまして、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、市議会の議決を求めようとするものでございます。

その主な内容ですけれども、過疎地域自立促進計画書第2項第3号の表中、みらさか商店街コミュニティ広場整備事業、奥田元宋・小由女美術館リニューアル事業を追加し、同計画書第3項第3号の表中、梶田49号線(改良舗装)ほか32事業を追加し、また、同計画書第5項第3号の表中、保育所大型遊具整備事業を追加、さらには、同計画書第7項第3号の表中、屋外運動場学校周辺整備事業及び体育施設に三和水泳プール改修事業及び甲奴水泳プール改修事業を追加するよう改めるものでございます。

議案第103号につきましては以上でございます。よろしく御審査をお願いいたします。

○杉原委員長 議案第103号に対する質疑を求めます。

道路の改良に関しましては、タブレットのほうとこちらのほうへ参考の地図をつけさせていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

新田委員。

○新田委員 奥田元宋・小由女美術館リニューアル事業の中身は、どのようなことをリニューアルされるか。

○杉原委員長 中村部長。

○中村総務企画部長 このリニューアル事業ですけれども、常設展示室、入って正面のところですが、常設展示室の改修を行うこととしてございまして、1つには、奥田元宋氏からの遺品の展示という形で、アトリエの一部を再現しようとするものです。

あともう一つは、小由女先生からいただいている作品の展示方法を少し改修、見直しいたしまして、魅力の向上を図ろうとするものでございます。

○杉原委員長 ほかに。

大森委員。

○大森委員 奥田元宋・小由女美術館は、それなりに努力をしながらやってらっしゃるんですけども、本来、9億、10億の特別予算を持ってやるから心配はない、ここはもうかるんだというたいう文句で、当時の吉岡市長が打ち上げた花火の1つ。我々議会は、あのとき話をしたのは、こういうものは余りもうからない、また、もうけてもいけない。市民の、いわゆる美術に対する高揚とか、意識の高揚とか、そういう啓発部分の事業であるから、もうからない。でも、市としては、そういう1つの施設を持つべきだという話をしよったですね。ところが、余りにもうかるから、もうかるからと言うて、花火を上げるもんだから、おかしいじゃないかと言うて、そんな、言うたんですけど、もう既に東京の県人会が何億用意したとか、ラップを吹きまくってやったんです。それはええんじゃないけど、だけど、細々ではあっても、中身のいいものを市民の皆さんに提供するという意味では、大いに意味のある事業だと思っ、最終的には、我々も折れた経緯があるんですね。だから、そこんとこの意味をしっかり持っていただいて、やはり内容のいいものを、大きな赤字を出してもろうても困るけども、多少みんなで工面しようやというぐらいのクラスなら、私は大いに頑張ってもらいたいと思っています。

ちょっと横道にそれたんですけど、本題で、尾関山公園の周辺整備事業というのがあります。これは、ほとんど尾関山ファンクラブのほうへ委託をして、コミュニティーのほうが主体になってやっておられるんですけども、毎回言うんですけども、尾関山の公園の木が余りにも鬱蒼として、間伐をするべきじゃないか、山を守るためにも間伐をして、できれば四季の花を植えるぐらいの取組をすれば、まるごと博物館の1つの売り物として生きてくるんじゃないかというふうに言うたんですね。以前の整備事業で何をしたかというたら、便所の改修作業にそれが使われとる。それはそれで、必要かどうかというたら、必要なもんですけね。トイレを我慢してということにはなりませんから、もっともっとポイント的にトイレも、私はつくるべきだという考えを持っておるほうなんですけど、今回の整備事業というものは、何をどうされようとするのか教えてください。

○杉原委員長 中村部長。

○中村総務企画部長 議案で、尾関山のところが出ておりますけど、今回追加するのは、その下の奥田元宋・小由女美術館リニューアル事業ではございますが、その上に尾関山の整備事業を掲載しておりますが、これは、先ほど委員御指摘していただいた、公園のトイレの整備という形で、訪れた方の利便性向上、また、ほかの周りのトイレがかなり老朽化もしておりましたので、そのトイレを整備するという形で、何月のときだったかは忘れてしまいましたが、前回のときに計画のほうに追加をさせていただいた事業です。

あと、冒頭、いわゆるこういった美術館といった文化施設のあり方とか位置づけのところについても御意見をいただいたところでございますけども、まさに委員のおっしゃられたとおり、これを6月の定例会でも、もののけミュージアムで、ここがそもそも博物館なのか、集客施設なのかとい

ったような質問もいただいたと思いますが、やはりこうした文化施設というのは、三次に残る文化や伝統をしっかりと後世に伝えていくことの目的と、あと、例えば市民の方がそうした文化に触れることで、地域に対する誇りとかいうのを養っていただくための文化施設ですので、必ずしも収益を目的にする施設ではないというふうには思っています。

ただ、一方で、その施設を持続的に運営していくためには、そうした経営的な部分というのは必要とは思っておりますので、そこもしっかりバランスをとりながら、運営していくことが重要ではないかというふうに思っております。

○杉原委員長 大森委員。

○大森委員 じゃけえ、尾関山については、またトイレの整備をする。終わっとる。

○中村総務企画部長 前回のときに。

○杉原委員長 大森委員。

○大森委員 先ほど言いましたように、美術館そのものは、やはり市民にとっても、またこれからの時代を担う子供たちにとっても大変必要なものですから、そこは、毎年、赤字赤字を重ねておりますけど、うまいことごまかして、人件費をごまかしておるようなところも見られるけども、あえてそこをつつこうとも思わんし、文句を言おうとも思わんです。なぜなら、やはりさっき言った、子供たちが、また市民の皆さんがそれを大切に思うなら、また、それに触れることによって文化性というものを高めていくなら、私は安いもんだと思うんです。

ただ、さっきの尾関山公園、これが、これから始まるんじゃないと思うて、ちょっと言うたんじゃけど、ここなんかは、せっかくいい資源なんですよ。よそにもないようなね。ただ、これが、春と、春だけか、人が集まるのは。

○杉原委員長 もみじも。

○大森委員 私は、何をどうしたらええのか、ようわからんけど、あそこを市民の集う場所、イコール市外からの観光誘致に使うことの知恵を巡らせてもらいたいと思うんです。ちょっと順番を勘違いして、へこさかがありましたけど、美術館については、私は賛成します。

○杉原委員長 所管課によよう伝えとってください。

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 ほかにないようでございますので、以上で議案第103号に対する質疑を終結いたします。

総務企画部の皆さん、ありがとうございました。

(執行部退室)

○杉原委員長 以上で全ての議案の質疑が終了しましたので、直ちに議案ごとに討論、採決を行ってまいりたいと思います。こちらのほうも、総務常任委員会のフォルダのほうへ、採決表、審査報告書がついておりますので、その順番に従って、討論、採決を行ってまいりたいと思います。

議案第68号、三次市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例(案)について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより議案第68号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

続いて、議案第69号、三次市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(案)について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第69号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

続いて、議案第70号、三次市みらさか商店街コミュニティ広場設置及び管理条例(案)について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

議案第70号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

続いて、議案第71号、三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

議案第71号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

続いて、議案第72号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例(案)について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

議案第72号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

続いて、議案第73号、三次市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例(案)について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

議案第73号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

続いて、議案第82号から85号まで一括して行いたいと思います。議案82号から85号について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

議案第82号から85号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

続いて、議案第103号、過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。これについて討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

議案第103号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

それでは、委員長報告に記載したほうがよい意見、要望がありましたらお願いをいたします。

大森委員。

○大森委員 私というより、さっきから出た。

○杉原委員長 68、69に関しては、皆さんの意見を集約させていただいて、しっかりとした制度設計やらする旨を記載したいと思います。

○大森委員 学校職員の関係が特に今後大変だろうと思って。

○杉原委員長 学校職員の、さっき新田委員が言っちゃったつながりとかね。

○大森委員 そうそう。「運用については、再度課題を検討し」という言い方していたんかな。いろいろ諸課題があるから、再度検討するというのが私も非常に気になっとなって、運用が、運用というのは、例えば校長なら校長、市でいうたら部課長あたりが勝手に拡大解釈をした場合に、それ

は、結局そこで働く人のほうがつらい思いをするということになるわけで、それを、どういう言い回しがいいのかわらんけど、「おまえら、正直にやれよ」というて言うか、「運用については、再度検討されたい」と言うか、ちょっと文法的には、頭のいい委員長に任せます。

○杉原委員長 事務局と相談して、その運用について、課題をしっかりと整理して、業務に支障が出んように、業務にも個人にも支障が出んような制度設計をしっかりとってもらうように意見をつけさせていただきますのと、岡田委員が言っちゃった、やっぱりスケジューリングが大分密になろうと思いますんで、制度設計のスケジュールを、11月の事業説明と職員の採用試験までにはしっかりとしたものを出してもらうように、意見はつけたと思います。

ほかにありますか。

山村委員。

○山村委員 辺地にかかわる説明の資料、箇所づけの地図を。

○杉原委員長 あれは、まず言っときます。意見にはつけんです。辺地の資料の分を。今回のも、後日入れてもらうように頼みます。建設部のほうに言わにやいけんな。

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 はいじゃ、そのほかに関しましては正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認めさせていただきます。

以上で議案審査は終了いたしました。

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和元年9月12日

総務常任委員会

委員長 杉 原 利 明